

環境影響評価書案

— 中野西土地地区画整理事業 —

平成 8 年 10 月

八 王 子 市

第1章 総括

1. 1 事業者の名称及び所在地

名称：八王子市

代表者 八王子市長 波多野 重雄

所在地：東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

1. 2 対象事業の名称

名称：中野西土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

1. 3 対象事業の内容の概要

本事業は、八王子市のほぼ中心の面積約54.7haにおいて実施される八王子市施行の土地区画整理事業であり、事業の概要は表1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業の概要

項目	内容の概要
所在地	東京都八王子市中野上町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び山王一丁目、曉町一丁目の各一部
施行面積	約54.7ha
地域地区	準工業地域 近隣商業地域
事業方式	土地区画整理事業（公共団体施行）
施行者	八王子市
計画人口	約5,500人（約100人/ha）
施工期間	平成9年度～平成23年度（予定）

1. 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の事業計画区域（以下「計画区域」という）及びその周辺地域の環境の現況、事業計画の内容等を考慮して予測及び評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の概要は表1.4-1 に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目		評 価 の 結 論
1. 騒 音		<p>工事中の建設機械の稼働に伴う騒音については、計画区域または工区の境界での予測結果は、最大でも80dB(A)であり全ての予測地点で東京都公害防止条例に基づく勧告基準以下である。</p> <p>計画区域最近傍民家においては最大78dB(A)であり、勧告基準以下である。</p>
2. 振 動		<p>工事中の建設機械の稼働に伴う振動については、計画区域または工区の境界での予測結果は、最大でも66dBであり全ての予測地点で東京都公害防止条例に基づく勧告基準以下である。</p> <p>計画区域最近傍民家においては最大65dBであり、勧告基準以下である。</p>
3. 水質汚濁		<p>造成中に発生する濁水については、造成範囲の地形条件や工事計画が濁水の発生しにくいものであり、また発生する濁水についても仮設沈砂地を設けて一時濁水を貯留してから放流するなどの対策を講じることから、計画区域から川口川及び川口川が合流する浅川へ流出する濁水(SS)による周辺河川への水質汚濁の影響は小さいものと考えられる。</p>
4. 水文環境		<p>事業実施に伴う地下水位の変化については、その涵養域のほとんどが計画区域外であり、また土地利用の変化に伴う雨水浸透量の変化はほとんどないことから、その変化の程度は小さいものと考えられる。計画区域北西部の崖線に見られる湧水についても同様の理由により湧水量の変化の程度は小さいものと考えられる。したがって、事業実施による計画区域及び周辺の水文環境への影響は小さいものと考えられる。</p>
5. 植 物 ・ 動 物	5. 1 陸上植物	<p>造成工事により現在の陸上植物の生育環境は失われ、住宅地、道路を主とする土地利用変化に対応した種が新たに定着すると考えられる。注目される種は、生育環境が残存するため現況の生育が維持されると考えられる。植物群落は、ケヤキ群落及び緑の多い住宅地の一部、モウソウ竹林が残存する。さらに、緑の占有面積は0.49%増加し、計画区域全体で5.57%となる。このことから事業実施に伴う陸上植物への影響は小さいものと考えられる。</p>
	5. 2 陸上動物	<p>現況で既に市街化が進んでおり、陸上動物は都市型の種が好む生息環境となっている。施工中は造成範囲で生息する動物が消失または一時的に逃避するが、工事完了後の土地利用変化は小さいため、現況と類似した動物の生息が復活するものと考えられる。注目される種のうちアオバズクは現況で確認された地区が残存することから今後とも生息が維持されるものと考えられる。また、計画区域北西部の小水路で確認されたヘイケボタルは、生息環境が失われるものの自然に近い形態で水路と一体的に整備する公園の設置により同種の生息が可能な環境が新たに創出される。これらのことから、事業実施に伴う陸上動物への影響は小さいものと考えられる。</p>

<p>5. 3 水生生物</p>	<p>計画区域北西部の小水路については、工事により注目される種も含めて水生生物の生育環境が失われるが、一部に現況の環境を残した公園や湧水を導水する水路の整備を行い、水生生物の生育環境の復元に努める計画であることから、事業実施に伴う水生生物への影響は小さいものと考えられる。</p>
<p>6. 景 観</p>	<p>高度に密集した宅地と狭い道路が複雑に入り込んだ現況から、新たに整備される道路により区画されたゆとりのある街並みと樹木等に緑化された公園が出現する状況になると考えられる。このような土地利用の変化に伴い、眺望の状況も整然とした宅地、公園、道路を中心とした景観に変化するが、計画区域周辺に違和感を与えることはないものと考えられる。</p>
<p>7. 史跡・文化財</p>	<p>土地改変により影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法等の規定に沿って記録保存または現況保存を行うことから、事業実施に伴う史跡・文化財への影響は少ないものと考えられる。</p>



凡 例

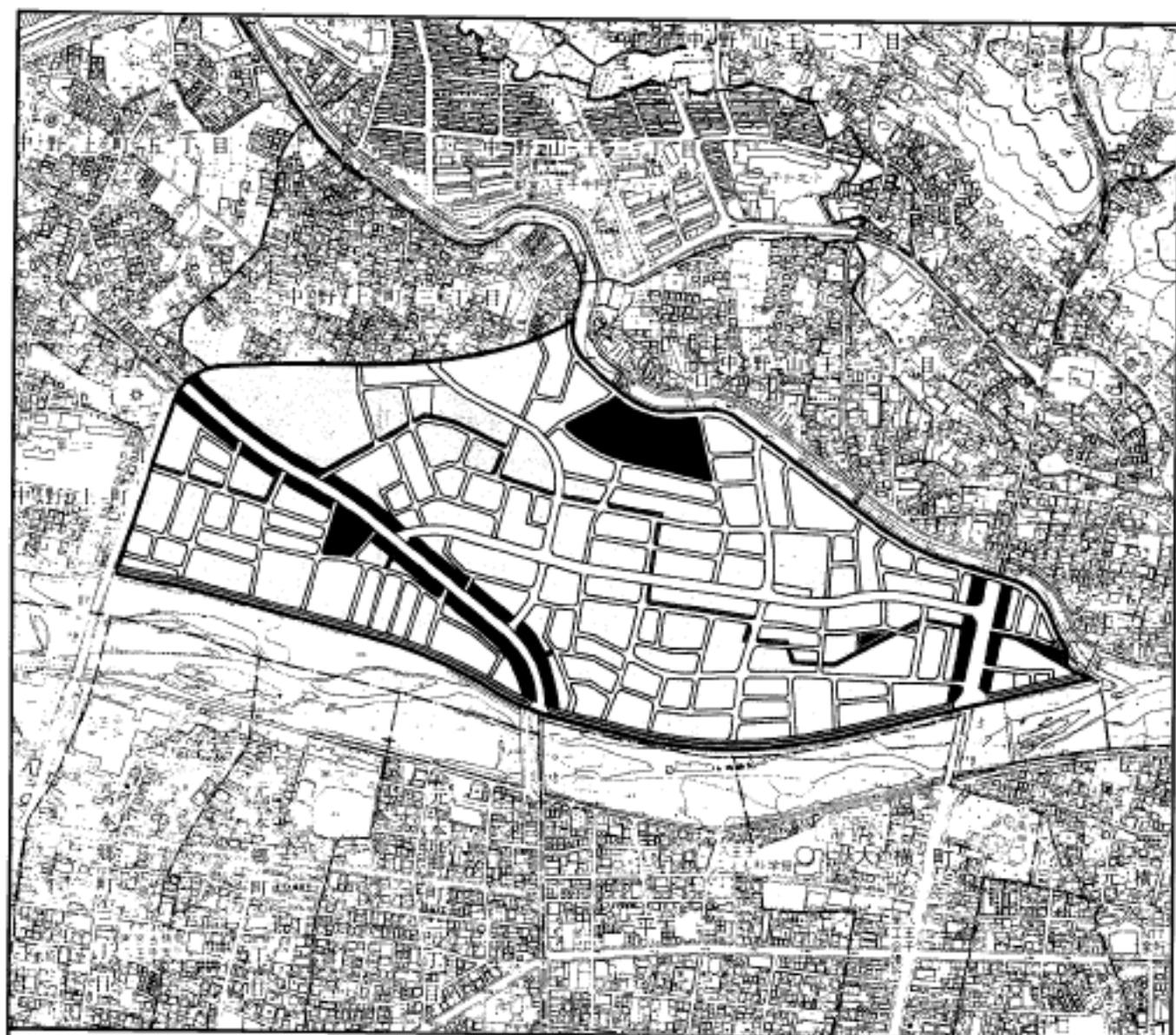
 : 計画区域



0 250 500 1000

図 2. 2. 1-1

計画区域周辺の状況



凡 例	
	計 画 区 域
	住 宅 地
	商 業 地
	工 業 地
	公 益 施 設 用 地
	街 区 公 園
	緑 地
	緑 道
	道 路
	水 路

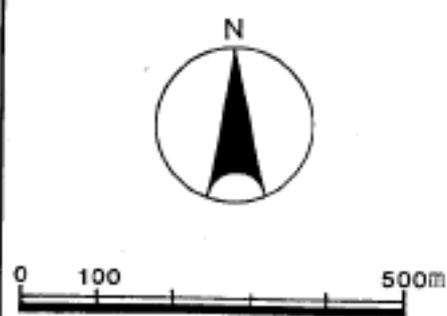


図2.2.3-1
土地利用計画図